

私立高等学校等設置者様

大阪府教育庁私学課長

大阪府私立高等学校等学び直し支援金の交付に係る事務処理日程等について(通知)

標記学び直し支援金の手務処理について、下記日程のとおり行いますので、お知らせします。

なお、本通知文のほか交付要綱、認定要項、その他申請手続きに必要な様式等については、大阪府ホームページに掲載していますので、次のアドレスからご覧いただき、事務処理に遺漏のないようお願いします。

【大阪府ホームページ(通知、お知らせ等)】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/tuuti.html>

記

I 平成28年度学び直し支援金における今後の事務の流れについて

1 スケジュール概要(予定)

月 日	内 容
平成29年3月1日(水)	■受給資格認定申請書等の提出期限 ※資格消滅・支給停止・支給再開する生徒がいる場合は、認定申請と同時に手続きしてください。
平成29年3月13日(月)	□受給資格認定の通知
平成29年3月15日(水)	■変更交付申請書(要綱様式2)の提出
平成29年3月21日(火)	□変更交付決定の通知
平成29年3月24日(金)	■支払請求書の提出(要綱様式4)
平成29年3月31日(金)	□学び直し支援金の交付(第2回) ■実績報告書の提出(要綱様式3)
平成29年4月上旬	□額の確定

(■学校→大阪府、□大阪府→学校)

2 提出書類

(1) 受給資格認定(所得制限・加算判定のための所得確認を含む)

学び直し支援金の受給資格認定申請書(認定要項様式第1号)に保護者等の課税証明書等を添付したもの。(以下「認定申請書等」という。)の提出があった生徒について、平成29年3月1日(水)までに以下の書類を府に提出してください。

【府への提出書類】

①認定申請書等

受給資格認定申請書に課税証明書等を添付して提出してください。学校では、その写しを保管してください。

※受給開始月が、平成28年4月から6月までの間となる生徒については、平成27年度の課税証明書等の添付が必要です。また、受給開始月が、7月以降となる生徒については、平成28年度の課税証明書等の添付が必要です。

②学び直し支援金報告用シート（様式ア-1又はア-2）

※学校（設置者）においては、生徒から提出された受給資格認定申請書等について、受給資格の要件を確認のうえ、学び直し支援金報告用シートを作成し、提出してください。

【留意事項】

学び直し支援金の支給は、就学支援金と同様に、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まります。必ず学校受付日を記載してください。

（2）収入状況の届出

収入状況届出書（認定要項様式第1号）に課税証明書等を添付したもの。（以下「収入状況届出書等」という。）の提出があった生徒について、平成29年3月1日（水）までに以下の書類を提出してください。

【提出書類】

①収入状況届出書等

※収入状況届出書に平成28年度の課税証明書等を添付して提出してください。学校では、その写しを保管してください。

②学び直し支援金報告用シート（様式ア-1又はア-2）

※学校（設置者）においては、生徒から提出された収入状況届出書等に基づき、受給資格の要件を確認のうえ、学び直し支援金報告用シートを作成し、提出してください。

（3）資格消滅・支給停止・支給再開

資格消滅・支給停止・支給再開の手続きを行う必要がある場合は、平成29年3月1日（水）までに下記の書類を府に提出してください。

ア 資格消滅

①学び直し支援金報告用シート（様式ア-1又はア-2）

※生徒の退学、転学などにより、受給資格が消滅した場合に提出してください。（生徒から書類を提出してもらう必要はありません。）

※消滅者一覧の認定番号は、認定申請報告で採番した番号と同じ番号を記入してください。

イ 支給停止

①（生徒から提出のあった）支給停止申出書（認定要項様式第2号）

②学び直し支援金報告用シート（様式ア-1又はア-2）

※生徒から支給停止の申出があった場合は、申出書原本を府に提出してください。

※支給停止は、休学期間に限り申し出ることができます。また、支給停止しないこともできます。支給停止は、学校が申出書を受理した月の翌月（月の初日に受理した場合は、当該月分）から行うこととなります。

ウ 支給再開

- ①（生徒から提出のあった）支給再開申出書（認定要項様式第3号）
- ②（生徒から提出のあった）収入状況届出書等
- ③学び直し支援金報告用シート（様式ア-1又はア-2）

※生徒が復学する際は、必ず、申出書並びに収入状況届出書等の原本を提出してください。

※支給再開は、学校が申出書を受理した月の翌月（月の初日に受理した場合は、当該月分）から行うこととなります。

※支給再開にあたっては、既に課税証明書等を提出している場合に限り、収入状況届出書等の添付を省略することができます。

【担当】

大阪府 教育庁 私学課

小中高振興グループ 橋本

電 話 06-6210-9274(直通)

e-mail shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp